

令和7年度 人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

本組合の職員は、桶川市及び川島町（以下「市町」という。）から派遣された職員で構成されており、本組合で採用された職員はいません。

(2) 職別職員数（令和7年4月1日現在）

職名	人数
局長	1人
課長	2人
課長補佐	0人
係長	2人
主任	0人
主事	2人
計	7人

職員数は一般職に属する職員数であり、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 職員の人事評価の状況

派遣職員による構成のため、本組合独自の人事評価は実施していません。

3 職員の給与の状況

(1) 一般職員の給与の状況

一般職員の給与は、派遣元の市町が支給し、支給額に相当する金額を派遣元の市町に負担金として支払っています。

(2) 特別職の報酬の状況（令和7年4月1日現在）

職名	報酬（月額）	期末手当		
		6月期	12月期	計
管理者	30,000円	2.3月	2.3月	4.6月
副管理者	26,400円	2.3月	2.3月	4.6月
議長	26,400円	2.3月	2.3月	4.6月
副議長	23,200円	2.3月	2.3月	4.6月
議員	22,000円	2.3月	2.3月	4.6月

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）職員の勤務時間

職員の勤務時間は、1週間あたり38時間45分と定められており、原則として毎週月曜日から金曜日まで、午前8時30分から午後5時15分までの勤務となります。そのうち、正午から午後1時までは休憩時間となっています。

（2）時間外勤務の状況

平均時間外勤務時間数／年間78.7時間

（3）年次有給休暇の取得状況

平均取得日数／15.0日

※1年度につき最高20日付与され、前年度からの繰り越し分を含めると最高40日間となります。

5 職員の休業に関する状況

育児休業、育児短時間勤務の取得実績はありません。

6 職員の分限及び懲戒処分 of 状況

分限及び懲戒処分を受けた職員はいません。

7 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき服務の概要

地方公務員法第30条において、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（第32条）、信用失墜行為の禁止（第33条）、秘密を守る義務（第34条）、職務に専念する義務（第35条）、政治的行為の制限（第36条）、争議行為等の禁止（第37条）、営利企業への従事等の制限（第38条）など、服務上の強い制約を課しています。

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

営利企業等の従事の許可はありません。

8 職員の退職管理の状況

派遣職員において、令和7年度中の退職者はありません。

9 職員の研修の状況

職員は、派遣元の市町が実施する研修に参加したほか、次の研修に参加しました。

- ・令和7年度資金調達入門

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況

派遣元の市町で実施しています。

(2) 共済事業の状況

派遣元の団体の制度に加入しています。

(3) 職員健康診断の実施状況

各種健康診断等については、派遣元の市町で実施しています。

(4) 公務災害等の発生状況

公務災害等は発生していません。

1 1 公平委員会の報告

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況につきまして、令和7年度の措置要求案件及び不服申立て案件はありませんでした。